

財政構造改革プログラム(改訂)

平成20年10月14日
福島県行財政改革推進本部

第1 プログラムにおける取組みと本県の財政状況

1 プログラムにおける取組み

本県においては、福島県行財政改革大綱の「財政運営方針」に基づき、中長期的な視点に立った健全な財政運営に努めてきたが、国・地方を通じた多額の財源不足が引き続き見込まれる状況の中、国における地方財政制度の抜本的な改革が予定され、本県財政が極めて厳しい状況に直面する事態が想定されたため、平成13年に「財政構造改革プログラム」を策定し、財源不足額の解消を目指して健全で柔軟な財政構造への変革に取り組んできた。

しかしながら、「三位一体改革（平成16年度から平成18年度）」による地方交付税等の大幅な削減や団塊の世代の退職に伴う退職手当の急増に加えて、扶助費、公債費等の義務的経費の大幅な増加が見込まれ、本県の財政状況が一層厳しいものとなることが予想されたため、平成18年3月に平成18年度から平成22年度までの5年間の「第二期集中改革期間」とする財政構造改革プログラムを策定し、歳入に見合った収支均衡型の財政構造への転換を目指して、歳出の抜本的な見直しと可能な限りの歳入確保に取り組むこととした。

○三位一体改革による本県財政への影響額（平成16年度～平成18年度）

- | | |
|---------------------|---------|
| ・ 所得税から個人県民税への税源移譲額 | 約330億円 |
| ・ 国庫補助負担金改革による削減額 | △約440億円 |
| ・ 地方交付税等の削減額 | △約500億円 |

2 本県の財政状況

当初予算額ベースで、平成15年度と平成20年度の予算規模を比較すると、960億円、10.2%縮小している。

これは、「三位一体改革（平成16年度から平成18年度）」とそれに続く「歳出・歳入一体改革（平成19年度～）」の影響によるところが大きく、歳入においては、平成19年度に所得税から個人県民税への税源移譲があったものの地方交付税等が大幅に削減され続けている。

一方、歳出においては、医療給付費等の扶助費（間接扶助費を含む）が大規模な制度改正により平成17年度以降大きく増加しており、定員削減等による人件費の抑制や内部管理経費の節約、事務事業の効率的執行を図るなど歳出全体を見直しながら抑制しているが、毎年、財源調整のための基金（主要基金）を取り崩して財源不足に対応している状況である。

このような状況にあって、全国的な傾向としても、財源不足を埋める財源調整のための基金は近年大きく減少し、健全な財政運営が破綻すると言われている。

本県における主要基金の残高も、平成4年度末の1,477億円をピークに、平成15年度末には557億円、平成20年度末には100億円程度にまで減少する見込みであり、危機的な状況に置かれている。

第2 今後の財政見通しと緊急対応の必要性

1 平成21・22年度の財政見通し(試算)

「財政見通し」は、現時点の試算であり、一定の前提条件に基づき算出しているため、今後の国による地方財政計画や社会経済情勢の変化によって大きな影響を受ける場合があるが、平成20年度当初予算を基礎として今後の財政見通しを試算すると、平成21年度以降も多額の財源不足額が見込まれる。

(単位：億円)

		平成20年度 (当初見込み)	平成21年度 (見込み)	平成22年度 (見込み)
入	歳			
	県税等	2,877	2,740	2,720
	地方交付税等	2,172	2,070	2,030
	国庫支出金	988	990	990
	県債	859	1,040	1,040
	その他の歳入	1,186	1,150	1,140
	歳入合計 (A)	8,082	7,990	7,920
出	歳			
	人件費	2,748	2,750	2,730
	扶助費	771	800	830
	公債費	1,277	1,270	1,200
	投資的経費	1,323	1,320	1,320
	その他の歳出	2,455	2,570	2,640
	歳出合計 (B)	8,574	8,710	8,720
財源不足額【自然体】(C)=(A)-(B)		△492	△720	△800

＜財政見通しの試算に当たっての考え方＞

- 平成20年度当初予算及び現行の制度・施策を前提に一般会計を対象に試算した。
- 県税等（県税＋地方消費税清算金＋地方譲与税）は、平成21年度の国の概算要求等を参考に本県独自の推計に基づき試算したが、先行き不透明な景気の動向から今後も回復を見込むことは困難である。
なお、地域間の税収偏在是正のために創設された地方法人特別税、地方法人特別譲与税は、平成21年度に平年度の2分の1、平成22年度は平年度として試算した。
- 地方交付税等（地方交付税＋地方特例交付金）は、平成21年度の国の概算要求における総額と本県シェアの実績等を基に推計したが、今後も「歳出・歳入一体改革」の影響を受け、引き続き削減されることが見込まれる。
- 国庫支出金は、平成20年度当初予算とほぼ同額を見込む。
- 県債は、公債費負担の平準化を図るための借換債の発行を見込んでいる。
なお、歳入確保対策としての行政改革等推進債及び退職手当債は除いて試算。
- 人件費は、定員の削減、退職者見込み数を踏まえて試算した。退職手当は今後も高水準で推移する見込み。
なお、歳出抑制対策としての人件費抑制措置分を除いて試算した。
- 扶助費については、平成21年度の所要見込額を個別に積み上げた上で平成22年度の所要額を試算した。今後も大幅な増加が見込まれる。
- 公債費は、現時点での償還計画等に基づき試算した。
- 投資的経費は、平成20年度当初予算と同額を見込む。
- その他の歳出は、特別会計への繰出金等、特別な事情によるものを除き、平成20年度当初予算と同額を計上した。

平成20年度の当初予算を編成する際に見込まれた492億円の財源不足額は、県債や特定目的基金の有効活用に加え、新たに実施することとした人件費の抑制措置によって財源を確保するとともに、これまでにない歳出のシーリングによって財源不足額の圧縮に努め、更に財源調整のための主要基金を取り崩して埋めることができたものである。

2 緊急対応の必要性

現行プログラムの基本方針に基づき、あらゆる工夫による歳入確保と徹底した歳出の見直しに取り組みながら、重点推進分野等へ財源を優先的・重点的に配分することにより、歳入に見合った収支均衡型の財政構造の確立に取り組んできた。

しかしながら、現行プログラムにおいては、歳出では社会保障関係経費等の大幅な増加は予測できたものの、「三位一体改革」に続く「歳出・歳入一体改革」において、国の財政再建が優先され地方交付税等が大幅に削減されたことや、都市と地方の経済格差と税源の偏在による税収格差の拡大、さらには、今般の県内景気の動向を背景に本県税収の伸びが期待できない状況にあることなどから、歳入が予測した以上に減少する非常に厳しい見通しであり、プログラムの想定を大きく超える財源不足が生じる見込みとなっている。

このような状況にあって、現行プログラムで取り組むこととした対策だけでは、今後想定される財源不足に対応することができず、財源調整のための基金もほぼ底をついていることから、これまで以上に踏み込んだ対策に重点的かつ集中的に取り組まなければならない。

このため、こうした大きな環境変化を踏まえ、今後の国による改革の動きや本県における景気の動向などを慎重に見極めながら、今後の取組みについて見直しを行うとともにプログラムの改訂を行い、危機的状況における対応策に取り組んでいくこととする。

- 歳出・歳入一体改革による本県財政への影響額（平成19年度～）
 - ・地方交付税等の削減額 平成19年度 △約100億円
 - 平成20年度 △約50億円（見込み）
- 県税収入の減少
 - ・平成20年度当初予算比較増減（8月見込み）
法人県民税、法人事業税を中心に、△約100億円の減収見込み

第3 プログラム改訂の基本的考え方

1 緊急対応期間の設定

平成21年度以降においても依然として巨額の財源不足が見込まれる中、「地方公共団体財政健全化法」の早期健全化団体にならないようにするためには、これまで以上に踏み込んだ対策に集中して取り組まなければならない。

本来であれば、今回の改訂において、現行プログラムの最終的な目標である収支均衡型の財政構造の確立に向けて、状況変化を踏まえた新たな道筋と到達点の姿を構築すべきであるが、「歳出・歳入一体改革」や社会経済情勢の先行きが不透明な現状においては、中長期的な見通しを得ることは極めて困難である。

このため、現行プログラムの残期間（平成21年度から平成22年度）を「緊急対応期間」と位置付け、当面の予算編成を可能とするための対策に重点的に取り組みながら直面する財政危機を克服するとともに、本県財政が持続可能な財政構造を確立できるよう最大限に努力していくものとする。

なお、プログラム（改訂）における対策は、改定時から取り組んでいくこととする。

2 中期的な対応策の検討

平成23年度以降も視野に入れた中期的な対応策については、現在の「歳出・歳入一体改革」の動き、それに続く新たな改革に向けての国の動向、さ

らには景気の先行きなどを総合的に勘案しつつ、今回の改訂に基づく対策を推進しながら、これと平行して引き続き検討し、一定の中期的な見通しが得られた時点において、「緊急対応期間」における対策を取り込みながら策定するものとする。

3 緊急対応期間の基本的考え方

「緊急対応期間」においては、引き続き現行プログラムにおける対策に取り組むとともに、規模の大きな事業を中心に事業そのものの抜本的な見直しを行いながら歳出構造を根本的に改革することとする。

また、歳入に見合った歳出予算の編成を基本として、危機的財政状況にあっても県民の安全・安心を確保する事業や福島県の将来の発展を支える事業など、優先度の高い事業には重点的に予算を配分することとする。

第4 緊急対応期間の具体的対策

現行プログラムにおける対策を更に強化するとともに、次の事項について具体的な対策を講じることとする。

なお、「財政見通し」における財源不足額は、一定の条件に基づく現時点での試算であり、今後の経済動向や国による地方財政計画等により大きな影響を受ける場合があることから、国における予算措置や県税収入等の状況変化を踏まえながら、各年度の予算編成の中で具体的対策の見直しを行っていくものとする。

1 歳出の抜本の見直し

(1) 事業そのものの抜本の見直し

内部管理経費の節約や事務事業の効率的執行等による歳出の抑制については、今後も更に強化して取り組んでいくが、規模の大きな事業（県費が1千万円以上の事業等）を中心に、県と市町村、県と民間団体等の適切な役割分担の視点及び必要性・妥当性の視点から、事業の廃止や休止、規模の縮小、進捗調整等の見直しを図る。

○ 見直しの具体的な視点

- ア 県単上乗せ補助金を縮小又は廃止、休止
- イ 県単補助金の補助率を一律縮減
- ウ 全国の中でも特に手厚く実施している県単独事業の規模を縮小
- エ その他の視点
 - (ア) 優先順位の見点
 - (イ) 費用対効果の見点

- (ウ) 事業手法や類似事業を整理する視点
- (エ) 適正な受益者負担の視点
- 適切な役割分担の視点からの見直しにおいては、次の基本的考え方に立って、県の関与は目的を達成するための必要最小限のものとする。
 - ・ 県と市町村の役割分担については、住民に最も身近なサービスは住民の意向が反映されやすく、住民が積極的に参画しやすい市町村とし、県は広域的視点からの調整や補完などの役割を果たすものとする。
 - ・ 県と民間団体等の役割分担については、民間で実施可能なものについては、民間活動を優先させる（民間にできることは民間に委ねる）こととし、県は、民間ではできないサービスを担うこととする。
- 見直しを進めるに当たっては、市町村や民間団体等に対し十分に説明し、理解を得られるよう努めていくこととする。

(2) 人件費の抑制措置等

人件費については、これまでも定員の削減や給与等の削減により抑制してきたが、次の措置を講じることにより更なる抑制を図る。

ア 定員の削減

「うつくしま行財政改革大綱」を踏まえ、各任命権者ごとになお一層厳格な定員管理に努めることとする。

特に、知事部局においては、平成18年4月1日から平成23年4月1日までの5年間で350人の純減を目標としているが、事務事業の見直し等を更に進めながら厳格な定員管理に努め、1年前倒しでの目標達成を目指すとともに、更なる定員の削減を図ることとする。

イ 嘱託員、臨時職員の削減

事務事業の一層の効率的執行に取り組みながら、嘱託員及び臨時職員を削減する。

(3) 事務事業の見直し

内部管理経費の節約や事務事業の効率的執行、整理合理化等による歳出の抑制について、今後も更に強化して取り組む。

(4) 大規模なプロジェクトの見直し

今後予定されている大規模なプロジェクトについては、適切な役割分担の視点及び必要性・妥当性の視点から事業の廃止や規模の縮小、進度調整等の見直しを行う。

また、新規の大規模なプロジェクトは、構想策定を含めて具体的な事業には着手しない。

2 歳入確保

(1) 県債の更なる有効活用

財政健全化判断比率の状況に十分注意を払いながら、収支均衡に向けた条件整備が整うまでの財源対策として県債を最大限に活用し、当面の予算編成に必要な財源を確保する。

ア 新たな県債制度の積極的活用

地方公共団体の財政負担の軽減と平準化を図るために創設された「地方道路整備臨時貸付金」や「減収補てん債の特例分」などの新たな地方債を積極的に活用する。

イ 行政改革等推進債の活用、拡充

行財政改革の取組みにより将来の財政負担の軽減が見込まれる額の範囲内で発行することができる「行政改革等推進債」を最大限に活用するとともに、本県の行財政改革努力に応じた発行可能額の拡充方策を検討する。

ウ 退職手当債の活用

退職手当の大幅な増加に対処するため、引き続き発行することとし、最大限の活用を図る。

(2) 基金の更なる有効活用

設置目的の見直しによる基金充当範囲の拡大や統廃合、運用益の一般財源使用可能額への計上等による更なる活用を図る。

(3) 新たな歳入確保等

「福島県県有財産最適活用計画（ファシリティマネジメントプラン）」に基づき、県有財産の計画的かつ積極的な活用、処分を推進し、新たな歳入を確保する。

ア 未利用財産の処分

県有財産を最大限に活用できるよう、売却等による計画的、積極的な処分を行う。

なお、旧農業試験場跡地については、より効果的な処分に努める。

イ 駐車場の有料化等

受益者負担の適正化を図る観点から、駐車場の有料化を導入するとともに、行政財産の使用許可に当たっては、社会経済情勢の変化等を踏まえた適正な負担を求める仕組みづくりを進める。

ウ 広告収入

広報誌や封筒、ホームページサイトのバナー、公用車、県有施設への広告掲出など、様々な媒体を対象として広告収入を確保する。

3 国に対する働き掛けの強化

本県の危機的な財政状況は、国の施策によるたび重なる経済対策や「三位一体改革」、「歳出・歳入一体改革」などの地方財政制度の改革による影響が大きく、この危機的な状況を克服し持続可能な財政構造を実現するためには、本県自らの改革努力だけでは限界がある。

このような窮状は全国的な傾向であることから、地方において自立的な財政運営が可能となる税財政基盤の確立と安定的財政運営に必要な地方交付税の復元・増額等について、今後も地方六団体連携の上、国に対し積極的に提言・要望を行っていく。

4 取組み等の公表

県予算の執行においては、これまで以上の経費の節約と事業の効率的執行に努力していくことは当然のことであるが、今後講じる対策は、県民や市町村、民間団体等の協力なくして実現することはできないため、本県財政の置かれている状況や取組み等の内容、状況について、適時・適切にわかりやすく公表しながら、理解を得られるよう努めていくこととする。